

令和2年4月30日

組合員・ご利用者 各位

埼玉中央農業協同組合

支店営業の一時休止について

平素より当組合の各事業をご利用いただき厚く御礼申し上げます。
当組合では政府および埼玉県の新型コロナウイルス感染症対策本部追加要請（緊急事態宣言期間の延長）が行なわれた場合、以下のとおり支店営業の一時休止対応を実施いたします。
感染症の蔓延を抑止する観点からご理解ご協力をお願い申し上げます。

実施期間：令和2年5月11日（月）～緊急事態宣言解除日まで

営業一時休止支店および業務代行支店

営業一時休止支店でご契約いただいているお取引につきましては、営業を継続している業務代行支店で今までと同様のお取り扱いをさせて頂いておりますので、お急ぎの場合は業務代行支店へご来店またはご連絡を下さいますようお願いいたします。

営業一時休止支店	業務代行支店および電話番号	
大岡支店	東松山支店（本店）	0493-22-4036
唐子支店	野本支店	0493-22-1733
高坂支店		
嵐山支店	菅谷支店	0493-62-2003
竹沢支店	小川支店	0493-72-1100
八和田支店		
都幾川支店	玉川支店	0493-65-1155
三保谷支店	川島支店	049-297-1822
出丸支店		
小見野支店	中山支店	049-297-1807
南吉見支店	東吉見支店	0493-54-1541
北吉見支店	西吉見支店	0493-54-1531

※滑川支店、鳩山支店、東秩父支店は営業しております。